

青森県報

第三千二百二十一号

平成二十一年
八月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……三
- 大間港臨港地区の区域の縦覧……………(港湾空港課) ……三
- 液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(同) ……五
- 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(同) ……六

告 示

青森県告示第五百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業者	名称	居宅介護事業者	指定年月日
"	医療法人仁泉会	居宅介護事業者の種別	居宅介護	"	平成三・六・一
"	八戸市大字尻内町字直田八一	居宅介護事業者の種別	通所リハビリテーション	"	八戸市大字岩泉町七
"	八戸市大字尻内町字直田八一	居宅介護事業者の種別	居宅療養管理指導	"	八戸市大字岩泉町七

青森県告示第五百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	介護予防事業者	名称	指定年月日
"	主たる事務所の所在地	"	所在地	"
介護予防事業の種別	介護予防	介護予防事業の種別	介護予防	"

"	医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	介護予防通所リハビリテーション	八戸市大字ククニツク	八戸市大字岩泉町七	平成三・六一
"	介護予防施設管理指導	"	"	"	"	"

青森県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定期間 年月日
			名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	アースサポート株式会社 弘前市大字小比内四丁目五の五	弘前市大字小比内四丁目五の五	平成三・七二四
社会福祉法人オリーブ会	弘前市大字鷹匠町一六の一	短期入所生活介護	デイサービスセンター 鷹匠町百沢の湯あすなる荘	弘前市大字百沢字小松野八七の三一九	三・七三〇

青森県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所		指定期間 年月日
			名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	アースサポート株式会社 弘前市大字小比内四丁目五の五	弘前市大字小比内四丁目五の五	平成三・七二四
社会福祉法人オリーブ会	弘前市大字鷹匠町一六の一	介護予防短期入所生活介護	デイサービスセンター 鷹匠町百沢の湯あすなる荘	弘前市大字百沢字小松野八七の三一九	三・七三〇

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートひまわり

三 代表者の氏名

山内 悟

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字泉野二丁目八の六

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の高齢に伴う身体的・精神的事由により支援を必要としている人及びその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行うことにより、広く地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

採石業務管理者試験の施行

平成二十一年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第6号)第八条の七の規定により公告する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十一年十月九日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室 「八甲田」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーク(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)(の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

三 受験願書の受付期間

平成二十一年八月三十一日(月)から同年九月十八日(金)まで(郵送の場合は、同年九月十八日付けの消印のあるものまで有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)

七 その他

受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八千円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

大間港臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、大間港の臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該臨港地区の区域の案が港湾法第三十八条第二項の規定に適合しないと認めるときは、縦覧期間満了の日までに、その事実を具して国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十一年八月十日

大間港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 臨港地区の区域の案

1 場所

下北郡大間町大字大間字細間、字大間、字下手道、字割石及び字大間平の各一

部

2 区域

(一) 大間地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三〇一度〇五分三八秒に引いた線、基点三四から二七六度三八分五八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。ただし、河川区域を除く。

- 基点一 下道三角点(北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒)から三五一度〇一分二九秒一〇九六・八メートルの地点
- 基点二 基点一から三九度三六分三九秒一八・五メートルの地点
- 基点三 基点二から二九度〇六分二秒九二・八メートルの地点
- 基点四 基点三から一六度〇〇分四〇秒四八・八メートルの地点
- 基点五 基点四から三九度一〇分二七秒六一・七メートルの地点
- 基点六 基点五から五九度一九分四六秒一一・三メートルの地点
- 基点七 基点六から九二度一四分三七秒四八・一メートルの地点
- 基点八 基点七から一五二度四二分四三秒六・八メートルの地点
- 基点九 基点八から一一一度四九分四五秒三八・四メートルの地点
- 基点一〇 基点九から一八八度三六分四四秒五〇・六メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から六三度三七分三三秒二四・一メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三四二度〇三分三七秒二九・七メートルの地点
- 基点一三 基点一二から六九度五五分一二秒四一・一メートルの地点
- 基点一四 基点一三から一五七度〇六分二秒三・三メートルの地点
- 基点一五 基点一四から六六度一六分五〇秒二五・四メートルの地点
- 基点一六 基点一五から三三三度三三分一五秒八・〇メートルの地点
- 基点一七 基点一六から七三度五三分〇八秒一二・七メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一一一度一九分一九秒一三・〇メートルの地点
- 基点一九 基点一八から五九度〇三分〇四秒四三・七メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から一〇三度四七分二秒三・七メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から八度三五分二一秒一二・六メートルの地点
- 基点二二 基点二一から三四度一二分〇六秒五六・九メートルの地点
- 基点二三 基点二二から二六度三七分五秒七五・五メートルの地点
- 基点二四 基点二三から八度一五分一七秒一〇〇・九メートルの地点
- 基点二五 基点二四から四度四八分二四秒三四・七メートルの地点
- 基点二六 基点二五から三五一度四六分〇〇秒二九・二メートルの地点
- 基点二七 基点二六から二五度〇六分四八秒六・三メートルの地点

(二) 割石地区

次の各基点を順次に結んだ線、基点一から二七八度〇四分一七秒に引いた線、基点一三から二五八度二二分〇二秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。

- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五秒東経一四〇度五四分三六秒)から三三三〇度四三分四一秒一三六・六メートルの地点
- 基点二 基点一から二度二五分一七秒六・四メートルの地点
- 基点三 基点二から二七七度〇九分五四秒三三・〇メートルの地点
- 基点四 基点三から〇度五九分三〇秒一・七メートルの地点
- 基点五 基点四から二七七度二三分〇九秒八三・六メートルの地点
- 基点六 基点五から一四度四二分〇一秒六六・二メートルの地点
- 基点七 基点六から三一度二七分〇一秒一六四・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一三度四七分四八秒七六・七メートルの地点
- 基点九 基点八から三五四度〇八分五九秒三四・四メートルの地点
- 基点一〇 基点九から三三五度一〇分三〇秒七五・八メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三三三度三三分五秒二八・八メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三三三度四二分四三秒二八・七メートルの地点
- 基点一三 基点一二から三三八度三四分五一秒七三・〇メートルの地点

(三) 鳥の間地区

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により囲まれた区域。

- 基点一 日和山三角点(北緯四一度三一分五秒東経一四〇度五四分三六秒)から三五八度一四分二秒一〇三九・八メートルの地点
- 基点二 基点一から三〇六度二三分四三秒一〇〇・六メートルの地点
- 基点三 基点二から三三七度一〇分三〇秒三五・〇メートルの地点
- 基点四 基点三から六七度一〇分三六秒四・五メートルの地点

- 基点五 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点
- 基点六 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点
- 基点七 基点六から一四五度五一分五秒五〇・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点
- 基点九 基点八から二四度〇四分二九秒九・七メートルの地点
- 基点一〇 基点九から三〇五度〇九分二〇秒一〇・〇メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三四度〇〇分〇三秒二〇・五メートルの地点
- 基点一二 基点一一から四〇度三〇分一七秒三〇・〇メートルの地点
- 基点一三 基点一二から四二度五一分〇三秒二二・六メートルの地点
- 基点一四 基点一三から二〇度四二分五一秒一三三・七メートルの地点
- 基点一五 基点一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点
- 基点一六 基点一五から三五九度五二分三九秒一〇・八メートルの地点
- 基点一七 基点一六から八九度一八分三三秒二二・二メートルの地点
- 基点一八 基点一七から一八一度五三分二五秒六二・八メートルの地点
- 基点一九 基点一八から一九一度五三分一七秒四七・一メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二一九度五一分一四秒一一七・八メートルの地点

3 面積

七・〇四ヘクタール

二 縦覧場所

青森県土整備部港湾空港課

下北地域県民局地域整備部

三 縦覧期間

平成二十一年八月十日から同月二十四日まで

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 二百七十キリットル程度

二 納入期間

平成二十一年十一月一日から平成二十二年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十一年九月二十四日 午後五時三十分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所 青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時 平成二十一年九月三十日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内とする。

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算し

た金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Fluid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2009 to March 31, 2010

3 Time limit for tender:

5:30 P.M. September 24, 2009

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office
1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 百八十トン程度

二 納入期間

平成二十一年十一月一日から平成二十二年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十一年九月二十四日 午後五時三十分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

平成二十一年九月三十日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内とする。

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2009 to March 31, 2010

3 Time limit for tender:

5:30 P.M. September 24, 2009

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭